

## 岩倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的として、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により要綱等に基づく申請、届出その他の手続等を行うことができるようにするための共通する事項を定めるものとする。

### (情報通信の技術を利用する方法による申請等)

第2条 市の機関に対して行う申請、届出その他の手続等（岩倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年岩倉市条例第2号。以下「条例」という。）第2条第10号に規定する手続等を除く。）のうち、当該手続等に関する要綱等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの（以下「要綱等に基づく手続等」という。）については、当該要綱等の規定にかかわらず、条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

2 前項の規定に基づき要綱等に基づく手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うときは、特別の定めのある場合を除くほか、条例第3条から第6条までの規定の例により行うものとする。

### 附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。